

重要事項説明書（指定通所介護事業所及び第1号通所事業所）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定通所介護及び第1号通所事業（以下「事業」という。）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」に基づき、事業の提供に係る契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業所を開設する事業者（法人）について

事業者名称	株式会社 グッドライフケア東京
代表者氏名	代表取締役 珍田 純子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒104-0033 東京都中央区新川1-23-5 TEL 03-3537-0790 FAX 03-3537-0791
法人設立年月日	平成12年6月12日

2. 利用者に対して事業を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアベース グッドライフケア渚橋
介護保険指定 事業所番号	1 3 7 0 3 0 5 7 8 9
事業所所在地	〒108-0023 東京都港区芝浦4-12-38 キャナルゲート芝浦
連絡先 管理者名	TEL 03-6435-3416 管理者 松葉 祐貴
通常の事業の実施区域	港区・品川区・渋谷区・中央区・千代田区・江東区
送迎サービスを 提供する対象地域	港区・品川区・渋谷区・中央区・千代田区・江東区にお住まいの方（*）

（*）上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定通所介護及び第1号通所事業の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態若しくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適切な事業（以下「サービス」という。）を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を従視した在宅療養が継続できるように支援します。 ② 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。 ③ 良質なサービスを提供するため、サービスマニュアルを作成します。また、事業所の従業者（以下「従業者」という。）に対し研修（年1回以上）を継続的に行い、資質の向上を図ります。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日（祝・祭日含む） （ただし、1月1日～3日を休業日とする。）
サービス提供時間	10：00から17：10までとします。 ※延長（自費サービス） 17：10から20：00まで

(4) 利用定員

利用定員	30名
------	-----

(5) 事業所の職員体制及び職務内容

管 理 者	松葉 祐貴
-------	-------

職 種	人 員	資格保有者等
管理者	1名	
生活相談員	1名以上	介護支援専門員・介護福祉士
看護職員	1名以上	訪問看護事業所との連携あり
機能訓練指導員	1名以上	柔道整復師、作業療法士・理学療法士
介護職員	4名以上	介護福祉士・実務者研修・介護職員初任者研修

※職務内容

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申込みに係る調整、他の従業者に対する助言及び技術指導、居宅介護支援事業者等との連携・調整を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行います。

看護職員は、事業所連携により必要に応じて利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行います。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行います。

介護職員は、通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行います。

(6) 当事業所の設備等

定員	30名	送迎車	4台
面談室	1室	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 92.09㎡	介護用入浴室	リフト浴室 1ヶ所 6.71㎡ 一般浴室 1ヶ所 6.69㎡

(7) サービスの利用のための留意事項

・送迎の連絡方法	送迎連絡票で提示いたします。
・体調確認と体調不良の場合の対応	電話にてご連絡下さい。
・食事の内容	希望者に昼食を提供します。
・身体機能訓練の内容	機能回復訓練（筋力強化他）
・その他の機能訓練の内容	脳トレーニング、嚥下体操等

3. 提供するサービス内容

- ①身体機能訓練（レッドコード、エアロバイク、体操、制作活動等）
- ②給食を希望する利用者に対して必要な食事を提供
- ③家庭での入浴が困難な利用者に対して入浴サービスを提供
- ④生活相談
- ⑤送迎（原則として、当社の自家用車両により運行します）
- ⑥その他

4. サービスの費用について

以下の介護保険、介護保険に準ずるサービスにかかる法定料金については重要事項説明書・別紙の「料金表」を参照ください。

- ①通所介護
- ②第1号通所事業

5. その他の費用について

① 送迎代	送迎の実施地域内はサービス料に含まれます。 利用者の希望により送迎を実施しない場合には減算されます。
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、以下の連絡先まで至急ご連絡ください。 下記によりキャンセル料を請求させていただく場合があります。 ※ 連絡先：03-6435-3416 ➤ 当日キャンセルの場合は、サービス利用のキャンセル料として実費（800円）を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。 ※お客様のご都合により、当日サービス提供時間を短縮された場合は、当日のお食事代等を請求いたします。	

6. 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、その他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末までに、利用者指定口座からの自動振替によりお支払い下さい。 イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、請求書到達月の翌月1日を起算日として2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から相当の期間以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。また、納付期限を越えた場合は、お支払いがあった日まで、延滞料として年14.6%の利息を付加する場合があります。

7. 担当する従業者の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する従業者の変更を希望される場合は、右記の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 松葉 祐貴
	イ 連絡先電話番号 03-6435-3416
	ウ 受付日及び受付時間 午前9時から午後6時まで

※ 担当する従業者は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、特定の職員をサービスに充てるなどのご希望にそえない場合がありますことを予めご了承ください。

8. サービスの提供にあたって

- ① サービスの提供にあたって、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ② 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家

族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

- ③ サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行います。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ④ 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- ⑤ 利用者に重大な虚偽の申告がある場合や、事業所の通常の事業の実施地域外に転居した場合は、サービス提供をお断りいたします。

9. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	松葉 祐貴
-------------	-------

- ② 虐待防止のための委員会を開催しています。
- ③ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 介護相談員を受け入れます。
- ⑥ サービス提供中に従業者による虐待あるいは以下①～④のハラスメント行為を受けた場合は、上記の虐待防止に関する責任者あるいは第17の2項記載の苦情受付窓口へご連絡ください。また、本件をもって事業所との契約を解除することができます。
 - ア 生い立ち、生業（なりわい）、人種を侮蔑し、人格を否定するなど人権を侵害する行為。
 - イ 大声で恫喝または過剰な威嚇、物を投げつける、身体への暴力をふるう行為。
 - ウ 許可なく容姿を撮影し、インターネットに公開する行為。
 - エ その他、利用者及び家族等に対する社会通念を逸脱したいやがらせ行為。
- ⑦ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

10. 利用者及び家族等の禁止事項等について

(1) 事業所は、従業者および施設における他の利用者に対して以下の各号のハラスメント行為やサービス提供妨害行為があった場合は、利用者及び家族等に対して再発防止を求め、あるいは利用者に疾患等の進行による影響があれば、専門医師の受診を求めます。そのうえで、合理的な理由もなく、事業所からの文書あるいは電子メールによる再三の要請にも関わらず実行できない場合は、契約書記載の手続きをもってサービス提供契約を解除いたします。

- ア 生い立ち、生業（なりわい）、人種を侮蔑し、人格を否定するなど人権を侵害する行為。
- イ 大声で恫喝または過剰な威嚇、物を投げつける、身体への暴力、行動奪う捕縛や監禁をする行為。
- ウ 不必要な体触・接吻・抱擁・性行為の強要、卑猥な映像視聴の強要や言動などの性的な迷惑行為。
- エ 容姿の撮影の強要、盗撮などの肖像権を侵害し、あるいは承諾なくインターネットに公開する行為。
- オ 従業員等に対する契約外のサービスを強要する行為。
- カ 同一内容での長時間の電話拘束や、執拗に架電する行為
- キ その他、社会通念を著しく逸脱し円滑な業務遂行を妨害する行為、または合理的な理由もなく自らの意に沿わないことを理由に従うよう脅迫する行為、施設における他の利用者への迷惑行為。

(2) 事業者は、利用者に対して従業員の安全を確保できるよう、以下の各号の対策をお願いします。

- ① 愛玩動物（イヌ、ネコ、ウサギ、小鳥など）は、飼い主には従順でも見知らぬ者に対しては、吠えたり暴れたり咬むことがあるため、送迎訪問時には別室もしくはケージ等へ入れて、従業者に接触させないでください。
 - ② その他、社会一般的に危険と考えられる行為はお断りします。
- (3) 事業者は、利用者に対して自身の安全確保をはかるため、以下の各号の対策をお願いします。
- ① 通所施設へ来所する場合は、衛生管理の観点から、飲み物や茶菓の持ち込みは、主治医や事業者が認めているもの以外は固くお断りします。
 - ② 故障している私有の車椅子、歩行器、杖等は事故になるおそれがあるので、事前に専門業者へ修理依頼して、安全に利用できる状態にしておいてください。
 - ③ 送迎車等で移動中は、シートベルト等安全装具を装着してください。ただし、事業所が装着を免除した場合を除きます。
 - ④ 送迎地点はあらかじめ定めた場所で行い、途中乗降はできないことをご承知おきください。

⑤ 不必要な高額な現金や貴金属の施設への持ち込みや亡失や盗難のおそれがあるのでおやめください。

⑥ 感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、風疹など）に罹った、あるいはその症状が現れている場合は、自身の容体悪化のみならず従業員や他の利用者が感染する可能性が高いので、必ず事業所へ連絡してください。なお、この場合は快癒するまで来所をお断りします。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に加入します。
(2) 個人情報の保護について	① 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。） ④ その他、事業所が取り扱える個人情報は、別途「個人情報使用同意書」で同意いただいた範囲とします。

12. 緊急時の対応方法について

(1) サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(2) 従業者が送迎のために利用者を訪問した時に、以下の各号の場合において、利用者の人命に関わる状態があると判断した場合（予見される場合を含む）は、利用者等へ承諾を得ることなく、利用者の居宅または居室等へ立ち入る場合があります。

この場合、事業所は立ち入りの事実の報告とその結果を遅滞なく利用者等に報告します。ただし、従業者自身の安全を優先します。

- ① 居宅内もしくは居室内から応答が無く、安否確認が必要な場合
- ② 居宅内もしくは居室内から救助を求める声があった場合
- ③ 利用者宅または近隣で火災・水没が発生している場合
- ④ その他、人命にかかわる事態が発生している、もしくは予見される場合。

13. 非常災害対策について

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

避難、救出その他必要な訓練を行う回数：年2回 以上

14. 事故発生時の対応方法について

(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、利用者の居住地の区役所または東京都等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所に故意・過失がない場合はこの限りではありません。また、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険

(3) 損害賠償にあたっては、保険会社に損害の査定および示談を委任する場合があります。また、経年劣化や耐用年数を「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（国土交通省住宅局）」「耐用年数表（国税庁）」を参考に査定する場合もあります。

15. 身分証携行義務

従業員は、常に身分証を携行し、提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

- (1) 初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から求めがあったとき。
- (2) 利用者の住居の管理会社または管理人、利用者が関係する医療機関、公的機関から求めがあったとき。

16. 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17. 居宅介護支援事業者等との連携

- ① サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

18. サービス提供の記録

- ① サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス完結の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。ただし、複写に際しては、事業所は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

19. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

20. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21. サービスの終了について

契約書第16条記載のとおり、次の各号のいずれかに該当する場合、あるいはサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合には、当然に本契約は終了します。手続きは本契約書の記載に拠ります。

- (1) 次のいずれかの理由により利用者にサービスを提供できなくなった場合
 - i 利用者が死亡もしくは、被保険者資格を喪失したとき
 - ii 主治医により通所介護及び第1号通所事業が必要ないまたは適さないと判断されたとき

- iii 利用者の所在が2週間以上不明になったとき
- iv 利用者が介護保険施設等へ入所したとき
- v 利用者が要介護認定の更新において、自立（非該当）と認定されたとき
- vi 利用者が事業所の通常の事業の実施地域外に転居した場合

(2) 本契約第2条第2項の規定による更新拒絶（契約終了）の申し出がなされ、かつ契約期間が満了した場合

(3) 利用者等が本契約第17条により本契約を解除したとき、または事業所が同第18条により本契約を解除したとき

22. サービス提供に関する相談、苦情について

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
苦情申立の窓口は下記の「苦情申し立て窓口」のとおりです。

【苦情申し立て窓口】

ケアベース グッドライフケア渚橋 担当：松葉 祐貴	所在地 港区芝浦4-12-38 キャナルゲート芝浦1階 電話番号 03-6435-3416 受付時間 毎日 午前9時～午後6時※年始（1/1～1/3）を除く
港区役所 保健福祉支援部 介護保険課	所在地 港区芝公園1-5-25 介護事業者支援係 電話番号 03-3578-2881 受付時間 平日 午前9時～午後5時
品川区役所 福祉部 高齢者福祉課	所在地 品川区広町2-1-36 高齢者支援第一係 電話番号 03-5742-6729 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時
渋谷区役所 福祉部 介護保険課	所在地 渋谷区宇田川町1-1 介護保険課介護相談係 電話番号 03-3463-3304 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時
中央区役所 福祉保健部 介護保険課	所在地 中央区築地1-1-1 4階 事業者支援給付係 電話番号 03-3546-5377 受付時間 平日 午前9時～午後5時 ※土日祝日 年末年始(12/29～1/3)を除く
千代田区役所 保健福祉部 高齢介護課	所在地 千代田区九段南1-2-1 3階 介護事業指定係 電話番号 03-5211-4336（直通） 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
江東区役所 福祉部 介護保険課	所在地 江東区東陽4-11-28 介護サービス利用相談窓口 電話番号 03-3647-9099 受付時間 平日 午前9時～午後5時
東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 苦情相談窓口	所在地 千代田区飯田橋3-5-1 電話番号 03-6238-0177（専用） 受付時間 月～金 午前9時～午後5時 ※土日祝日 年末年始(12/29～1/3)を除く

22. キーパーソンの役割

(1) 本契約においてキーパーソンを家族代表者または代理人に担っていただきます。利用者及び家族でよく話し合って選任してください。

(2) キーパーソンの役割は主に以下のとおりです。

- ① 介護サービス事業者が提供するサービスについて、利用者に助言すること。
- ② 利用者の意を汲んで、利用者に代わって介護サービス事業者との契約を行うこと
- ③ 利用者の介護サービスについて、利用者及び家族などの意見をとりまとめ役になること
- ④ ケアマネジャーや医療機関などの関係者からの連絡窓口となり、利用者や家族間の情報共有を行うこと
- ⑤ 利用者に事故がある場合、救急搬送や緊急手術、入院など、緊急事態の判断や決定をすること
- ⑥ 利用者の債務について連帯保証人となること

- (3)連帯保証人は家族代表者または代理人が担っていただきますが、やむをえない場合は別に選任することができます。
- (4) 家族代表者または代理人、連帯保証人を変更する場合は、遅滞なく事業所へお届けください。

23 特記事項

--

上記内容について、利用者に説明を行い、交付しました。

説明・同意年月日	
----------	--

事業者	所在地	〒104-0033 東京都中央区新川1-23-5
	法人名	株式会社 グッドライフケア東京
	代表者名	代表取締役 珍田 純子

私が受けるサービスに対してそれぞれの事業所から説明を受け同意しました。

利用者	住 所	
	氏 名	

家族代表者 (連帯保証人)	住 所	
	氏 名	
	続 柄	

代理人	住 所	
	氏 名	
	利用者との 関係	

サービス利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と株式会社グッドライフケア東京（以下「事業者」という。）は別紙にあるサービス事業所（以下「事業所」という。）において提供する介護保険事業（以下「事業」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業所は、利用者に対し、介護保険法令等や障害者総合支援法令等の関係法令及び本契約に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業（以下「サービス」という。）を提供します。

2 利用者は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うものとします。

3 利用者及び事業所は、本契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行わなければなりません。

第2条（家族代表者・代理人・連帯保証人）

本契約の円滑な履行のため、利用者の意思を確認してサポートし、利用者に事故ある場合の緊急時対応、利用者の債務の連帯保証などを担うキーパーソンとして、利用者の身近にいる配偶者または子（直系卑属を含む）、父母または兄弟姉妹（以下「家族」という。）の中から予め家族代表者を選任していただきます。役割の詳細は「重要事項説明書」に記載します。

2 利用者の家族がいない、あるいは遠隔地に居る等の理由で家族代表者を選任できない場合は、利用者の日常の世話をしている者等の中から、キーパーソンとして家族代表者と同等の権利・義務を有する代理人を選任していただきます。なお、家族代表者の選任と別に契約事務を担うだけの代理人を別に選任することができます。

3 家族代表者または代理人（以下総称して「家族等」という。）が債務の連帯責任を負えない場合は、利用者は債務の連帯責任を負う連帯保証人を選任し、事業所に届けなければなりません。ただし、事業所が連帯保証人を求めない場合は不要とします。

4 本契約における連帯保証の極度額は20万円とします。ただし、自費によるサービスを受ける場合は、別途これを定めます。

5 家族代表者または代理人、連帯保証人を変更する場合は、速やかに事業所に届出るものとします。

第3条（契約期間）

本契約の期間は、_____を開始日とし、利用者の要介護または要支援の認定もしくは介護給付費支給期間（以下「要介護認定等」という。）の有効期間満了日までとします。

ただし、訪問看護に関しては、1年間とします。

2 上記の有効期間の満了日前に、利用者が要介護認定等の状態区分変更及び更新の認定を受け、要介護認定等有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定等有効期間の満了日まで本契約は自動更新されるものとし、以後もこの例によります。

ただし、訪問看護に関しては、期間満了の1か月前までに利用者から事業所に対して更新拒絶（契約終了）の申し出がない場合は、同一条件にて自動的に更新されるものとし、その後も同様に更新されるものとします。

3 前2項の規定に拘わらず、第1号訪問事業及び第1号通所事業の対象者としてサービスを受ける場合にあつては、利用者の介護予防サービス・支援計画（以下「予防プラン」という。）に基づく期間とします。また、予防プランの見直し等によりサービスの継続を必要とされた場合は、本契約は自動更新されるものとし、以後もこの例によります。

第4条（計画書の作成・変更）

事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの作成する居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画（以下「ケアプラン等」という。）、主治医の指示に沿ってサービス計画を作成します。事業所は、サービス計画等の内容を利用者及びその家族等に説明し同意を得て交付します。

2 事業所は、次のいずれかに該当する場合には、サービス計画等の変更を行います。

① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、サービス計画等を変更する必要がある場合

② 利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更がケアプランの範囲内で可能な場合

3 事業所は、サービス計画等を作成または変更した際には、これを利用者及び家族等に対し説明し、その同意を得るものとします。

第5条(サービスの内容)

サービスの具体的な内容は、「重要事項説明書」にて定めます。また、サービスの利用にあたり特記事項がある場合は、「重要事項説明書」の特記事項に記載します。

第6条(サービス提供における基本方針)

事業所は、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。

2 事業所は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、適切な介護技術または看護技術をもってサービスの提供を行います。

3 事業所は、懇切丁寧にサービスを提供し、利用者及び家族等に対し、サービスの提供方法について解りやすく説明します。

第7条(サービス内容の記録の作成及び保存)

事業所は、提供した具体的なサービスの内容等の記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

2 利用者または家族等は、事業所に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び交付を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業所は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第8条(連携)

事業所は、サービスの提供に当たり介護支援専門員(当該利用者を担当する介護支援専門員がいる場合に限りま)及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

2 事業所は、第15条に基づいて契約解除をする際は、事前に当該利用者を担当する介護支援専門員に連絡するものとします。

3 訪問看護において、事業所はサービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第9条(協力義務)

利用者及び家族等は、事業所が利用者のためサービスを提供するにあたり、可能な限り事業所に協力します。

第10条(身分証携行義務)

事業所が使用する者(以下「従業者」という。)は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。なお、利用者の住居の管理会社または管理人、利用者が関係する医療機関、公的機関から掲示を求められた場合も同様とします。

第11条(居宅等への立ち入り)

利用者及び家族等は、従業者が以下各号のために、利用者の土地および建物または占有敷地に立ち入ることを承諾するものとします。この場合、事業所は利用者と予め定めた立ち入り範囲および方法を遵守します。

- ① サービスを実施する場合
- ② 担当者会議等の打ち合わせ会議を実施する場合
- ③ その他、前①・②項に関連して必要な場合

第12条(緊急時の対応)

事業所はサービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他緊急を要する場合は、速やかに主治医または歯科医師等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

2 従業者がサービス提供のために利用者を訪問した時に、利用者の人命に関わる状態があると判断した場合(予見される場合を含む)は、前条によらず家族等へ連絡することなく、利用者の居宅または居室等へ立ち入る場合があります。この場合、事業所は立ち入りの事実の報告とその結果を遅滞なく利用者及び家族等に報告します。

第13条（秘密保持）

従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族等に関する秘密及び個人情報について、正当な理由なく、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らしません。また事業所は、従業者が退職後も、在職中に知り得た利用者及び家族等の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

2 事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 事業所は、利用者の居宅サービス計画等立案のためのサービス担当者会議、地域包括支援センターまたは介護支援専門員及び他事業者等との連絡調整において、必要最小限の範囲で利用者及び家族等の個人情報をを用いることができるものとします。または、その家族等から別添「個人情報同意書」を得て、サービス担当者会議及び当該利用者の保険者、地域包括支援センター、当該利用者に係る他の居宅サービス事業者に、必要な情報提供を行うことができるもの、匿名化を施したうえで学術資料や第三者に情報漏洩しないよう措置を講じて生成AIに利用できるものとします。

4 本条1項の規定にかかわらず、事業所は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業所は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第14条（利用料等）

利用者は、サービスの対価として事業所に対し「重要事項説明書」及び「料金表」に記載された利用料及びその他の費用（以下「利用料等」という。）を支払います。

2 利用料等のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合は、関係法令に従って改定後の利用料等が適用されます。また、事業所が利用料等の額を変更しようとする場合は、1か月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。これらの場合、事業所は利用者または家族等に利用料変更を説明します。なお、利用者または家族等は、それに同意できない場合には、本契約を解約することができます。

3 事業所は、サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料等を説明します。

4 事業所は、当月の料金合計額が記載された請求書を、翌月20日頃までに利用者へ送付するものとします。

5 利用者は、当月の料金合計額を請求書到達後毎月末日までに、原則、銀行口座引落の方法で支払うものとします。利用者の都合で、銀行振込の方法を選択する場合にあっては、振込手数料は利用者負担とします。

6 利用者は、居宅において事業所の従業者がサービスを提供するために使用した水道、ガス、電気、電話等の費用を負担するものとします。また、事業所が定める通常の事業の実施地域外で利用者がサービスを受けた場合、事業所は交通費として実費を請求することがあります。

7 事業所は、利用者から料金の支払いを受けた場合は、利用者に対し領収証を発行するものとします。また、償還払いとなった場合には、利用者に対してサービス提供証明書を発行するものとします。

8 事業所は、利用者が正当な理由なくサービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、「重要事項説明書」に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合を除きます。

9 料金の延滞分の支払いがあった場合は、延滞の古い順に入金があったものとして清算します。なお、納付期限を越えた場合は年14.6%の延滞料金を付加する場合があります。

第15条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当然に本契約は終了します。

① 次のいずれかの理由により利用者にサービスを提供できなくなった場合、あるいはサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合。

- i 利用者が死亡した場合
- ii 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合(ただし、第1号訪問事業の対象者を除く)
- iii 主治医により事業が必要ないまたは適さないと判断された場合
- iv 利用者の所在が2週間以上不明になった場合
- v 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
- vi 利用者が事業所の通常の事業の実施地域外に転居した場合
- vii 訪問看護において医療保険の適用によってサービスを利用しない場合

② 本契約第3条第1項及び第2項の規定による契約期間が満了した場合

③ 利用者が本契約第16条により本契約を解除した場合、または事業所が同第17条により本契約を解除した場合

第16条（利用者の解約・解除権）

利用者は、事業所に対し、契約終了希望日の7営業日前までに口頭または書面にて予告の通知をすることによ

り、いつでも本契約を解約することができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日間以内の通知でもこの契約を解約することができるものとします。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解除できます。

- ① 事業所が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しない場合
- ② 事業所が、本契約第13条に定める秘密保持に違反した場合
- ③ 事業所が、利用者の身体・名誉等を傷つける虐待行為およびハラスメント行為、または財産を侵害する行為、著しい背信行為などにより、本契約を継続し難い重大な事由が認められる場合
- ④ 事業所が行政処分を受けサービスの提供が行えない、あるいは破産した場合

第17条（事業所の解約権）

事業所は、利用者または家族等が次の各号のいずれかに該当する場合には、文書もしくは電子メールにより、その履行を催告のうえ、利用者の居宅に到着後7日後に本契約を解除することができます。なお、第③項で暴力行為があった場合及び第④項の場合は即時解除することができます。

- ① 利用者または家族等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、利用料等の支払を請求月の翌月1日を起算日として2か月以上滞納し、相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず、これを支払わない場合
- ③ 利用者または家族等が、従業者に対してハラスメント行為を行う、あるいは合理的な理由もなく必要な書類の提出または認印を拒む、従業者の居宅や居室への立ち入りを拒絶する、愛玩動物等による従業者への攻撃や威嚇を放置するなどのサービスの提供を阻害する行為をなし、事業所による再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難になった場合
- ④ 利用者及び家族等が暴力団その他の反社会的勢力またはその構成員であることが判明した場合、もしくは、暴力・脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
- ⑤ 事業所に人員不足等やむを得ない事情がある場合。ただし、この場合には事業所は1か月以上の猶予期間を設けます。

2 第⑤項によりこの契約を解約する場合には、事業所は、担当の介護支援専門員または地域包括支援センター及び必要に応じ関係自治体に連絡を取り、利用者の健康や生命に支障のないよう必要な措置を講じます。

第18条（損害賠償）

事業所は、サービスの提供にあたって、利用者または家族等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。なお、事業所は不測の事態に備え、損害賠償保険に加入します。そのうえで、保険会社に損害の査定および示談を委任する場合があります。

2 前項において、事故により利用者または家族等の生命、身体または財産に損害が発生した場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所に故意または過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者または家族等に故意または重過失がある場合は、損害賠償の額を免除または減額することができます。

4 利用者または家族等の故意または重過失により、事業所またはその従業者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、事業所は損害賠償を請求する場合があります。

第19条（相談・苦情対応）

利用者または家族等は、サービスに相談・苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」記載の相談・苦情の窓口で苦情を申し立てる事ができます。

2 事業所は、利用者へ提供したサービスについて、利用者または家族等から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。

第20条（協議事項）

利用者及び事業所は、本契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めに従い、利用者と事業所双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

3 本契約においては日本語にて解釈かつ締結されるものとします。

第21条（合意管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

個人情報使用同意書

私及び私の家族等の個人情報の利用について、サービス契約書秘密保持条項に基づき下記の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 事業所のサービス提供を受けるにあたって、居宅介護支援専門員と居宅サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は他事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現にサービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
- (4) 生成A I サービスを利用したプラン作成や書類作成に資する場合。
- (5) サービスの提供による利用者の効果を測定し、効果的なサービス提供の研究または開発に資する場合。
- (6) 通所介護サービス事業所が常時録画できるカメラを設置して株式会社グッドライフケア東京本社と共有し、事故や急病者の対応およびサービス品質向上に資する場合

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 株式会社グッドライフケア東京本社及び同社の関係会社
- (2) 地方自治体の介護保険担当部署、及び法令に基づき開示を要請する官公庁
- (3) 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター
- (4) 居宅サービス計画に掲載されている医療・福祉サービス事業者
- (5) 病院、診療所（緊急で診療・治療が必要になった場合）
- (6) 福祉用具の専門業者
- (7) 撮影映像は通所介護サービス事業所、及び株式会社グッドライフケア東京本社

3 使用する期間

- (1) サービスの提供を受けている期間、及びサービスの提供終了後の本社規定に準じた文書等の保存期間
- (2) 録画映像は、概ね3ヵ月保存し、期限後は消去します。

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。
- (3) 上記1(4)は生成A I サービスを通じて第三者に情報漏洩しないよう措置を講じる。
- (4) 上記1(5)の目的で2の範囲を越えて学会等で研究発表等を行う場合は、個人が特定できないよう処置を施した加工データを用いる。なお、本項の用途同意は任意であり、いつでも拒否することができ、同意しない場合であっても、サービス提供に不利益が生じることは一切ありません。

本契約が成立したことを証するために、本契約書（電子版を含む）を作成し、署名をおこないます。
なお、本契約書を締結した場合は、同契約書を印刷した文書はその写しとします。

契約締結日_____

利用者	住 所	
	氏 名	

家族代表者 (連帯保証人)	住 所	
	氏 名	
	続 柄	

代理人	住 所	
	氏 名	
	利用者との関係	

事業者	所在地	〒104-0033 東京都中央区新川1-23-5
	法人名	株式会社 グッドライフケア東京
	代表者名	代表取締役 珍田 純子